

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計画変更年度	令和 8 年度
計画主体	高知県佐川町

佐川町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 佐川町産業振興課農業振興係
所 在 地 高岡郡佐川町甲 1650 番地 2
電 話 番 号 0889-22-7708
F A X 番 号 0889-22-4950
メールアドレス sk07010@town.sakawa.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、サル、ノウサギ、タヌキ、 ハクビシン、アナグマ、 カラス類（ハシブトガラス、ハシボソガラス、 ミヤマガラス） キジバト、ドバト、カワウ、 ダイサギ、アオサギ、ヒヨドリ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	高知県佐川町

（注）1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村
名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（1）被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	水稻	18万円、0.27ha
	野菜（タネコ、ホウチャ等）	0万円、0ha
	その他（飼料作物等）	0万円、0ha
シカ	なし	0万円、0ha
サル	なし	0万円、0ha
ノウサギ	なし	0万円、0ha
ハクビシン	果樹（梨等）	0万円、0ha
タヌキ	穀類、豆類、生姜等	0万円、0ha
	野菜（タネコ、ホウチャ等）	
	果樹（りんご、梨等）	
アナグマ	穀類、豆類、生姜等	0万円、0ha
	野菜（タネコ、ホウチャ等）	
	果樹（りんご、梨等）	
カラス類	水稻	0万円、0ha
	野菜	
	果樹（梨等）	
キジバト	穀類	0万円、0ha
ドバト	穀類	0万円、0ha
カワウ	魚類（アユ等）	0万円、0kg
アオサギ	魚類（アユ等）	0万円、0kg

ダイサギ	調査なし	0万円、0kg
ヒヨドリ	調査なし	0万円、0kg

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

・イノシシ

イノシシによる被害は、4月からタケノコ等の野菜類の被害、5月後半から早稲被害が発生している。特に、9月、10月の水稻の刈り入れ時期になると町全域で被害が特に多い。

・シカ

佐川町では被害が確認されていないものの、近隣市町村において農作物の食害、植林への剥皮、若芽被害が発生している。近年では、佐川町においても目撃情報が多くなっており、被害の発生を未然に防ぐ。

・サル

サルによる被害は、年間を通して発生している。野菜類、イモ類、果樹等への食害が見られる。

・ノウサギ

ノウサギによる被害は、年間を通して発生している。特に植林の幼齢木への被害は深刻である。中山間部を中心に被害が発生している。

・ハクビシン

ハクビシンによる被害は、果樹等への食害が発生している。被害区域は中山間地域が中心だったが、近年市街地にまで広がりを見せている。

・タヌキ

タヌキによる被害は、果樹や野菜等への食害が発生している。被害区域は中山間地域が中心だったが、近年市街地にまで広がりを見せている。

・アナグマ

アナグマによる被害は、果樹や野菜等への食害が発生している。被害区域は中山間地域が中心だったが、近年市街地にまで広がりを見せている。

・カラス類

カラスによる被害は、水稻の苗の踏み倒し、野菜類、果樹等への食害等全般的に被害が発生している。

・キジバト

キジバトによる被害は、野菜類に被害が発生している。特に穀類の被害が拡大傾向にある。被害も町全域に見られる。

・カワウ

カワウによる被害は、アユ等の稚魚への被害が深刻である。

・アオサギ

アオサギによる被害は、魚類全般に見られる。

・ダイサギ

ダイサギによる被害は、魚類全般に見られる。 ・ヒヨドリ 果樹等による被害が見られる。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
- 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和 4 年度）	目標値（令和 8 年度）
被害金額		
イノシシ	18 万円	6 万円
シカ	0 万円	未然に被害を防ぐ
サル	0 万円	未然に被害を防ぐ
ノウサギ	0 万円	未然に被害を防ぐ
ハクビシン	0 万円	未然に被害を防ぐ
タヌキ	0 万円	未然に被害を防ぐ
アナグマ	0 万円	未然に被害を防ぐ
カラス類	0 万円	未然に被害を防ぐ
キジバト	0 万円	未然に被害を防ぐ
ドバト	0 万円	未然に被害を防ぐ
カワウ	0 万円	未然に被害を防ぐ
アオサギ	0 万円	未然に被害を防ぐ
ダイサギ	0 万円	未然に被害を防ぐ
ヒヨドリ	0 万円	未然に被害を防ぐ
被害面積		
イノシシ	0.27 ha	0.1 ha
シカ	0 ha	未然に被害を防ぐ
サル	0 ha	未然に被害を防ぐ
ノウサギ	0 ha	未然に被害を防ぐ
ハクビシン	0 ha	未然に被害を防ぐ
タヌキ	0 ha	未然に被害を防ぐ
アナグマ	0 ha	未然に被害を防ぐ
カラス類	0 ha	未然に被害を防ぐ
キジバト	0 ha	未然に被害を防ぐ
ドバト	0 ha	未然に被害を防ぐ
カワウ	0 ha	未然に被害を防ぐ

アオサギ	0 ha	未然に被害を防ぐ
ダイサギ	0 ha	未然に被害を防ぐ
ヒヨドリ	0 ha	未然に被害を防ぐ

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・有害鳥獣捕獲許可 ・捕獲報償金の支給 ・狩猟免許試験周知、補助 ・猟友会への補助	・高齢化による捕獲従事者の減少、新たな従事者の確保 ・捕獲技術の向上
防護柵の設置等に関する取組	・集落で金網柵、電気柵の設置により被害防止を推進している。 ・防護柵設置に係る費用に対する補助金の制定	・効果的な防護柵の設置方法や、維持管理方法の更なる知識・技術等の普及が必要。
生息環境管理その他の取組	・要望に応じ、鳥獣被害対策専門員による被害防止等に関する勉強会を実施	・放任果樹等の実態調査 ・収穫残渣の処分 ・緩衝帯の整備

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

鳥獣の生息状況及び生息環境等に関する情報把握に努め、効果的な侵入防止柵設置等による防除対策を主体としつつ、猟友会との連携を密にして有
--

害鳥獣捕獲対策への取り組みを図る。
 また、鳥獣被害対策実施隊（平成25年4月1日設置）による捕獲体制等の確立を図る。
 ICT 機器などを導入し、わなの見回り軽減など、実施隊の負担を少なくする方法も模索していく。

（注） 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
 （ICT（情報通信技術）機器や GIS（地理情報システム）の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。）。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（1）対象鳥獣の捕獲体制

猟友会等の各関係機関の協力を得て、個体数や生息場所の調査を実施する。
 また、毎年度作成する年間捕獲計画に基づき、鳥獣被害対策実施隊員による効果的な有害鳥獣の捕獲を実施する。

- （注） 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

（2）その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ、シカ、サル、ノウサギ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、カラス類、キジバト、ドバト、カワウ、ダイサギ、アオサギ、ヒヨドリ	各地域の猟友会、鳥獣保護管理員等と連携を図りながら、有害鳥獣の捕獲、狩猟免許取得のための支援を連携して行い、狩猟者の確保を進めていく。
令和7年度	イノシシ、シカ、サル、ノウサギ、ハクビシン、タヌキ、アナ	各地域の猟友会、鳥獣保護管理員等と連携を図りな

	グマ、カラス類、キジバト、ドバト、カワウ、ダイサギ、アオサギ、ヒヨドリ	がら、有害鳥獣の捕獲、狩猟免許取得のための支援を連携して行い、狩猟者の確保を進めていく。
令和8年度	イノシシ、シカ、サル、ノウサギ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、カラス類、キジバト、ドバト、カワウ、ダイサギ、アオサギ、ヒヨドリ	各地域の猟友会、鳥獣保護管理員等と連携を図りながら、有害鳥獣の捕獲、狩猟免許取得のための支援を連携して行い、狩猟者の確保を進めていく。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
これまでの実績を参考にすると共に、防除を主体としつつ、関係団体・機関等と協議し設定する

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	500	500	500
シカ	30	30	30
サル	5	5	40
ノウサギ	30	30	30
ハクビシン	110	110	110
タヌキ	90	90	90
アナグマ	40	40	40
カラス類	40	40	40
キジバト・ドバト	40	40	40
アオサギ・ダイサギ	10	10	10
カワウ	5	5	5
ヒヨドリ	50	50	50

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
猟友会等と情報交換協議を重ね、捕獲手段・時期・場所等の最善策を立てる。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
猟友会等と情報交換協議を重ね、捕獲手段・時期・場所等の最善策を立てる。

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
イノシシ	防護柵の設置 5 k m	防護柵の設置 5 k m	防護柵の設置 5 k m
シカ	防護柵の設置 5 k m	防護柵の設置 5 k m	防護柵の設置 5 k m

サル	適宜捕獲檻で対応する。	適宜捕獲檻で対応する。	適宜捕獲檻で対応する。
----	-------------	-------------	-------------

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	防護柵の維持管理 や周辺環境の整備 の必要性の周知	〃	〃
シカ	防護柵の維持管理 や周辺環境の整備 の必要性の周知	〃	〃
サル	防護柵の維持管理 や周辺環境の整備 の必要性の周知	〃	〃

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年	イノシシ シカ	地域住民が主体となった有害鳥獣の餌場となる放任果樹や放置野菜の除去等の環境整備の啓発
令和7年	イノシシ シカ	〃
令和8年	イノシシ シカ	〃

- (注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

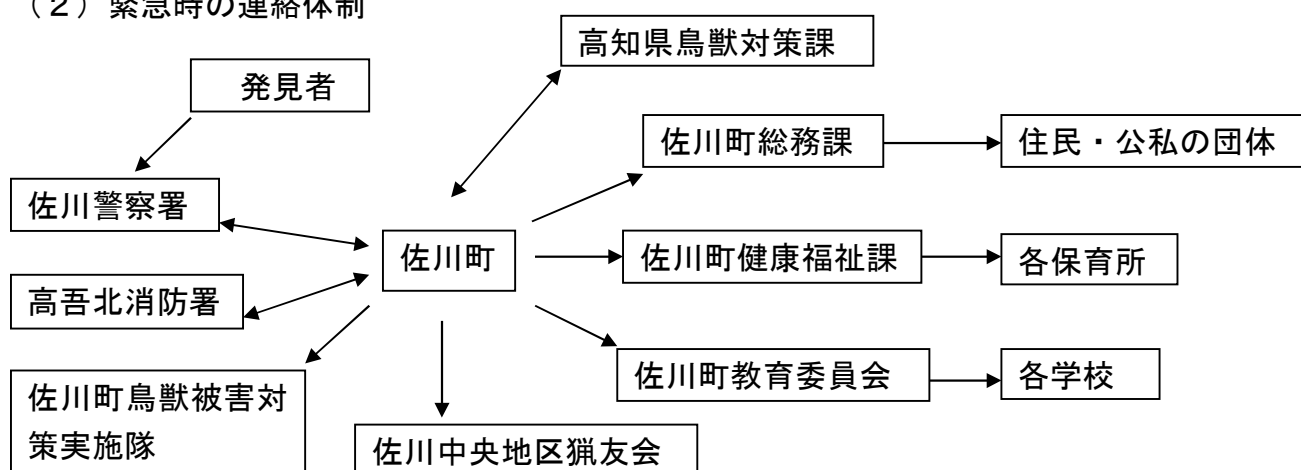
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
高知県鳥獣対策課	各関係機関との連絡・調整・情報収集・提供
佐川町（産業振興課）	各関係機関との連絡・調整・情報収集・提供

佐川町総務課	情報収集・提供
佐川町健康福祉課	情報収集・提供
佐川町教育委員会	情報収集・提供
佐川警察署	情報収集・提供・広報
高吾北消防署	情報収集・提供・救護
佐川中央地区猟友会	情報収集・提供・捕獲
佐川町鳥獣被害対策実施隊	情報収集・提供・捕獲

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

環境に配慮した適正な処理に努める。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	捕獲した鳥獣を食肉として加工、販売する場合は、食品衛生法、よさこいジビエ衛生管理ガイドライン（令和4年3月改定）に準じた食肉を使用するものとする。
ペットフード	捕獲した鳥獣をペットフードとして加工、販売する場合は、ペットフード安全法、よさこいジビエ衛生管理ガイドライン（令和4年3月改定）に準じた原材料を使用するものとする。
皮革	皮革製品として販売実態有り。
その他 （油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学研究等）	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の実施体制

該当無し

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制

該当無し

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の実施体制等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	佐川町有害鳥獣被害対策協議会
--------	----------------

構成機関の名称	役割
佐川町産業振興課	鳥獣害防止計画の作成、協議会の事務局と協議会の運営 林業関係団体等との連絡調整・情報収集、協議会の運営補助
佐川町農業委員会	農地情報の提供、被害防止対策への積極的協力
J A 高知県農業協同組合	被害状況等の情報提供、被害防止対策への積極的協力
中央農業共済組合	被害状況等の情報提供、被害防止対策への積極的協力
高知県中央西農業振興センター 高吾農業改良普及所	国・県よりの情報提供、アドバイザーとして助言・援助、被害防止対策への積極的協力
高知県中央西林業事務所	国・県よりの情報提供、アドバイザーとして助言・援助、被害防止対策への積極的協力
仁淀川森林組合	野生鳥獣による森林被害調査と情報提供、有害鳥獣捕獲及び防除対策への積極的協力
高知県鳥獣保護管理員	野生鳥獣保護及び共存への助言と指導、有害鳥獣捕獲及び防除対策への積極的協力
佐川中央地区猟友会	野生鳥獣の情報提供、有害鳥獣捕獲及び防除対策への積極的協力

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
高知県 鳥獣対策課	助言と情報提供
鳥獣被害対策専門員	鳥獣被害対策に関する相談・情報提供・技術指導等

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置日：平成 25 年 4 月 1 日

任期：1 年

構成：対象鳥獣捕獲隊員 89 名

うち、民間隊員 88 名、鳥獣保護管理員 1 名

実施隊が行う被害防止施策：対象鳥獣の捕獲、追い払い、広報

事務局：佐川町産業振興課

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

高齢化による狩猟免許者の減少が懸念されることから、猟友会等と協議し後継者対策等育成に努める。

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

関係機関等との連絡を密にして被害状況を的確に把握すると共に、防除と捕獲両面からの対策を図る。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。